

令和2年度 愛知労働局行政運営方針愛知労働局では、

- ・働き方改革による労働環境の整備に関する課題と対策
- ・障害者雇用に関する課題と対策
- ・労働災害防止に関する課題と対策
- ・職氷河期世代活躍支援に関する課題と対策

の4つを最重点の課題と位置づけ、四行政（労働基準、職業安定、雇用環境・均等、人材開発）が連携を密にし展開して参ります。

労働基準部では以下の内容で対策を推進していきます。

## 1 最重点課題の対策

### (1) 働き方改革による労働環境の整備に関する課題と対策

働き方改革の推進においては、長時間労働の是正に向けた監督指導の強化と共に中小・小規模事業場が時間外労働の上限規制に対応し、労働時間の削減につながる支援や環境整備が不可欠です。

#### ① 長時間労働の是正に向けた監督指導の強化

各種情報から時間外・休日労働時間数の合計が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督指導を引き続き実施し、11月に全国一斉の「**過重労働解消キャンペーン**」を今年も実施し、過重労働解消に向けた啓発活動などを行います。

#### ② 長時間労働者に対する面接指導等の実施の徹底

働き方改革関連法において強化された産業医・産業保健機能が強化されたことを受けて、事業場に対する監督指導時には、労働時間が適正に把握しているかの確認を漏れなく行い、長時間労働者に対する医師による面接指導、産業医に対する長時間労働者の情報提供等が適切に行われているかについての指導を徹底します。

#### ③ 長時間労働につながる取引慣行の見直し

大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止に向けて11月を「**しわ寄せ防止キャンペーン月間**」と設定し、集中的な周知啓

発を行うことにより、長時間労働につながる取引が生じないように、社会全体の気運の醸成を図ります。

また、寄せられた「しわ寄せ」に関する相談は、関係行政機関へもれなく通報し連携を図ります。

### ④ 生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む事業者等の支援

働き方改革に係る中小企業・小規模事業者等の抱える様々な課題に対応するため、全ての労働基準監督署に編成した「**労働時間相談・支援班**」が行う説明会並びに中小企業・小規模事業場への個別訪問による支援を通じて、労働時間短縮の取り組みに有効な助成金や取り組み事例を紹介し、必要に応じ「**愛知働き方改革推進支援センター**」によるワンストップ相談窓口をも紹介し、専門家による助言指導を推進し、長時間労働是正に向けた自主的な取り組みを促します。

### ⑤ 勤務間インターバル制度の導入促進

勤務間インターバル制度（終業時刻から次の始業時刻までの間に一定時間以上の休息時間を設けること）は、労働者が生活時間や睡眠時間を確保し、健康な生活を送るために重要であることから普及促進を図ります。

### (2) 労働災害防止に関する課題と対策

#### ① 重篤な労働災害の防止

災害防止には、作業工程に係るリスク（危なさ）を事業者の管理下に置くことが重要であり、第13次労働災害防止推進計画（平成30年～令和4年）において、「危なさ」と向き合おう」をキャッチフレーズとしてリスクアセスメントの導入の定着を推進しています。

今年度は「**作業を知ろう Action100**」をスローガンにリスクアセスメント導入に向けたセミナーを100回以上開催することを年間目標とし取り組みを進めていきます。

#### ② 高齢労働者の労働災害減少

年々増加している高齢労働者の労働災害防止は重要な行政課題となっています。今年度は「**高齢者の安全と健康確保のためのガイドライン**」の理解

促進を図り、①思い込みや判断誤りなどがあっても災害に結びつかないように、機械設備や通路の安全化に向けた指導、②「STOP 転倒災害プロジェクト」の推進と転倒予防体操（愛知労働局編）の活用促進を進めていきます。

## 2 最重点課題以外の対策

### (1) 働き方改革関連法の遵守・定着に向けた対策

「労働時間相談・支援班」は個別訪問を行う他、労働基準監督署の相談窓口や説明会などにおいても、業種・規模に応じてわかりやすい説明に努めます。

### (2) 労働者の安全対策

#### ① 製造業

はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ等の典型的な災害が多発しているところから、リスクアセスメントの導入・促進及び「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく安全対策の周知徹底を図ります。

#### ② 建設業

現場の安全管理の徹底や墜落制止用器具の適切な使用を推進し、建設業労働災害防止協会や公共工事発注機関との連携により、自主的な災害防止活動の促進、適正な工期設定、必要な安全経費の確保等を図ります。

#### ③ 陸上貨物運送業

災害を発生させた事業場に対し、チェックリストを活用するなどして、労働災害防止全般の指導を実施していきます。

#### ④ 第3次産業（小売業、社会福祉施設、飲食店）

多店舗、多施設を展開している企業の本社・本部に対し、傘下店舗・施設に対する4Sの推進、転倒危険要因の排除等を指導するなど、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を推進していきます。

#### ⑤ 転倒災害防止対策

死傷災害全体の約22%を占め、増加傾向にある転倒災害を防止するため、事業場において「STOP 転倒災害プロジェクト」に示された取組が行われ

るよう指導していきます。

#### ⑥ 外国人労働者の労働災害防止対策

外国人労働者が就く作業についてリスクアセスメントの実施を指導するほか、外国人向けの安全教育マニュアル・教材等の周知を図っていきます。

### (3) 労働者の健康確保対策

#### ① 職場におけるメンタルヘルス対策

「ストレスチェック制度」及び「労働者の心の健康の保持増進のための指針」について、労働者数50人未満の事業場も含めあらゆる事業場に対し、周知と取り組みの促進を図ってまいります。

#### ② 治療と仕事の両立支援

地域の関係機関と情報共有し、「あいち地域治療と仕事の両立支援推進チーム」を軸に連携を図り、働く意欲と能力のある方が治療を受けながら離職することなく活き活きと働き続けることができる職場環境形成を推進します。

#### ③ 業務上疾病対策

化学物質・石綿・粉じんによる健康障害防止について、取り扱い物質の有害性に応じた対策が講じられるよう必要な指導を行っていきます。

熱中症対策については、愛知局版パンフレットを活用して必要な指導を行っていきます。

腰痛対策については、「職場における腰痛予防対策指針」の周知を行い適切な取り組みを促します。

### (4) 特定分野における労働条件の確保・改善対策

#### ① 外国人労働者

外国人労働者については、外国人労働者相談コーナー、母国語対応の啓発冊子等により問題の解消を図るための懇切丁寧な対応を行うほか、名古屋出入国在留管理局及び外国人技能実習機関との相互通報制度を的確に運用し、技能実習生や「特定技能」により就労している外国人労働者の労働条件の確保・改善を図っていきます。

#### ② 自動車運転者

自動車運転者については、関係法令や「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の周知

徹底を図るとともに、中部運輸局愛知運輸支局との合同監督・監査の実施や相互通報制度的確な運用などにより、自動車運転者の労働条件の確保・改善を図っていきます。

### ③ 障害者

障害者である労働者については、障害者虐待防止の観点も含め、労働条件の確保・改善を図るため、各種情報から障害者である労働者に対する労働基準関係法令違反が疑われる事業場については、関係部署との情報共有を行いつつ、迅速に監督指導を実施する。

### (5) 最低賃金の適切な運営に向けた対策

経済動向、地域の実情等を踏まえ、愛知地方最低賃金審議会の円滑な運営を図り、あらゆる機会をとらえ、改定された最低賃金の周知を図っていきます。また最低賃金の履行確保に問題があると考えられる事業場に対しては監督指導を行っていきます。

### (6) 労災補償制度の適切な運営に向けた対策

労災保険は、被災労働者等に対して迅速かつ公正に必要な保険給付を行うことが重要であることから、労災保険給付の請求に対しては、請求受付後、速やかに必要な調査を実施する等迅速な事務処理を推進するとともに、認定基準等に基づいた適切な認定を行っていきます。